

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】
- 【公表日】
- 【発行者の名称】
- 【代表者の役職氏名】
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【担当 J-Adviser の名称】
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
- 【電話番号】
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】
- 【公表されるホームページのアドレス】
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】に記載された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する

J-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第20期（中間） | 第18期 | 第19期 |
|---------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成30年7月1日 至平成30年12月31日 | 自平成28年7月1日 至平成29年6月30日 | 自平成29年7月1日 至平成30年6月30日 |
| 売上高 (千円) | 154,914 | 200,794 | 234,662 |
| 経常利益 (千円) | 44,780 | 28,588 | 50,884 |
| 中間（当期）純利益 (千円) | 29,684 | 22,824 | 31,194 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,000,000 | 10,000 | 10,000 |
| 純資産額 (千円) | 191,183 | 162,809 | 184,550 |
| 総資産額 (千円) | 373,439 | 256,088 | 363,807 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 191.24 | 162.81 | 184.61 |
| 1株当たり中間（当期）純利益 (円) | 29.69 | 22.82 | 31.20 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円) | — | — | — |
| 1株当たり配当額 (円) | — | 1,000 | 1,500 |
| 自己資本比率 (%) | 51.19 | 63.58 | 50.73 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 75,270 | 43,916 | 64,601 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | △23,252 | △19,278 | △85,325 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | △28,118 | △18,320 | 39,216 |
| 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円) | 88,897 | 46,505 | 64,997 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | 21 (2) | 19 (1) | 20 (2) |

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、当中間会計期間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

6. 第19期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、至誠清新監査法人の監査を、第20期中間会計期間（平成30年7月1日から平成30年12月31日まで）の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、至誠清新監査法人の中間監査をそれぞれ受けておりますが、第18期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 平成30年9月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年12月31日現在

| | |
|---------|--------|
| 従業員数(名) | 21 (2) |
|---------|--------|

(注) 1. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、当中間会計期間の平均雇用人員を記載しております。

2. 当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(平成30年7月1日から平成30年12月31日)におけるわが国経済は、人材不足によるサービス価格上昇はみられるものの、良好に推移いたしました。しかしながら、貿易不均衡の是正の動き、国家間のサイバー攻撃の懸念から、世界経済の減速が予測されており、今後日本においても景況感の低下が発生し、設備投資が減少するおそれがあります。当社が属するセキュリティ業界においては、情報漏えい事件の多発を受けての問題意識の向上、国家間サイバー攻撃への事前対策、さらに2020年に向けたテレワーク環境整備などを主な要因とし、引き続き高い需要が維持されております。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間会計期間の売上高は154,914千円、営業利益は58,471千円、経常利益は44,780千円、中間純利益は29,684千円となりました。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同中間期との比較分析は行っておりません。

なお、当社は自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、88,897千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同中間期との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フローの状況)

営業活動により獲得した資金は75,270千円となりました。主な増加要因は、税引前中間純利益44,780千円、減価償却費の計上15,071千円、前受収益の増加額13,430千円、売上債権の減少額11,915千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フローの状況)

投資活動により使用した資金は23,252千円となりました。これは無形固定資産の取得による支出23,252千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フローの状況)

財務活動により使用した資金は28,118千円となりました。これは長期借入れによる収入60,000千円及び長期借入金の返済による支出73,123千円、配当金の支払額14,995千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日) | 前年同期比 (%) |
|---------------|-------------------------------------------|-----------|
| 自社製品開発事業 (千円) | 154,914 | — |
| 合計 (千円) | 154,914 | — |

(注) 1. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日) | |
|--------------------|-------------------------------------------|--------|
| | 金額 (千円) | 割合 (%) |
| 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 | 30,927 | 19.9 |
| 株式会社ネットワーク | 29,046 | 18.7 |
| ディーアイエスソリューション株式会社 | 27,069 | 17.4 |

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。なお、前事業年度の発行者情報に記載の「(13) 訴訟等について」は終結しております。

<担当 J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を平成 30 年 1 月 16 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 30 年 1 月 23 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みの

ある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先とし

て発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

(1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

(2) 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

(3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当中間会計期間における研究開発費の金額につきましては、当社の研究開発活動が技術部門の業務の一環として行われているものであることから、区分計上しておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負

債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は178,421千円で、前事業年度末に比べ10,495千円増加しております。現金及び預金の増加23,899千円、売掛金の減少11,915千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は195,017千円で、前事業年度末に比べ863千円減少しております。ソフトウェア仮勘定の増加20,155千円、ソフトウェアの減少12,188千円、投資有価証券の減少12,318千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は132,252千円で、前事業年度末に比べ2,006千円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の減少18,129千円、未払金の増加7,830千円、前受収益の増加13,430千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は50,004千円で、前事業年度末に比べ5,006千円増加しております。長期借入金の増加5,006千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は191,183千円で、前事業年度末に比べ6,632千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加29,684千円、配当金の支払による減少14,995千円、その他有価証券評価差額金の減少8,055千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間における売上高は154,914千円となりました。主力製品である「PassLogic (パソロジック)」において、平成30年9月に大型の案件を受注したことに加えて、その他の月についても新規案件が安定的に受注できたこと、また既存顧客による契約の更新が安定的に推移したことにより、全体の売上は堅調に推移しております。

(売上総利益)

当中間会計期間における売上総利益は128,395千円となりました。開発工程の効率化が進み、人件費の増加が低く抑えられたため、売上総利益率は、前事業年度より向上しております。

(販売費及び一般管理費)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、69,923千円となりました。売上高の増加に比較して、販売費及び一般管理費の増加が低く抑えられたため、売上高販管費率は前事業年度より低減しております。

(営業利益)

売上総利益率の向上や売上高販管費率の低減等による影響から、当中間会計期間における営業利益は58,471千円となりました。

(経常利益)

上場関連費用等を計上した影響から、当中間会計期間における経常利益は44,780千円となりました。

(中間純利益)

税引前中間純利益は44,780千円となり、当中間会計期間における中間純利益は29,684千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年12月31日) | 公表日現在発行数(株) (平成31年3月29日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 4,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 4,000,000 | 3,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | — | — |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|-------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 平成30年9月29日 (注) | 990,000 | 1,000,000 | — | 100,000 | — | — |

(注) 平成30年9月11日開催の取締役会決議により、平成30年9月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割をしたことによる増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成30年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%） |
|--------|---------|--------------|-----------------------------------|
| 小川 秀治 | 東京都千代田区 | 660,900 | 66.10 |
| 小川 美樹子 | 東京都千代田区 | 100,000 | 10.00 |
| 小川 遥香 | 東京都千代田区 | 90,000 | 9.00 |
| 小川 穂波 | 東京都千代田区 | 90,000 | 9.00 |
| 石井 裕一郎 | 東京都渋谷区 | 21,500 | 2.15 |
| 下田 敏郎 | 千葉県四街道市 | 9,000 | 0.90 |
| 光野 元彦 | 東京都東大和市 | 4,200 | 0.42 |
| 小室 秀夫 | 千葉県浦安市 | 4,000 | 0.40 |
| 上西 義行 | 茨城県守谷市 | 4,000 | 0.40 |
| 千田 徹 | 東京都葛飾区 | 3,200 | 0.32 |
| 吉田 恵子 | 東京都港区 | 3,200 | 0.32 |
| 松本 久美子 | 東京都渋谷区 | 3,200 | 0.32 |
| 計 | — | 993,200 | 99.34 |

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|----------------|----------------------|-----------|------------------------------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 300 | — | — |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 999,700 | 9,997 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 1,000,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 9,997 | — |

② 【自己株式等】

平成30年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%) |
|----------------------|-----------------------------|----------------------|----------------------|------------------|---------------------------------|
| (自己保有株式) パスロジ株式会社 | 東京都千代田 区神田小川町 三丁目26番8 | 300 | — | 300 | 0.03 |
| 計 | — | 300 | — | 300 | 0.03 |

2 【株価の推移】

【当中間会計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成30年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|---------|----|----|-----|-----|-----|
| 最高 (円) | — | — | — | — | — | 500 |
| 最低 (円) | — | — | — | — | — | 500 |

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 当社株式は、平成30年12月19日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前について該当事項はありません。

3 【役員 of 状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員 of 異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間会計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（平成30年7月1日から平成30年12月31日まで）の中間財務諸表について、至誠清新監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年6月30日) | 当中間会計期間 (平成30年12月31日) |
|------------|-----------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 64,997 | 88,897 |
| 売掛金 | 39,520 | 27,605 |
| 前渡金 | 410 | 2,047 |
| 前払費用 | 4,995 | 4,268 |
| 預け金 | 55,298 | 55,298 |
| その他 | 2,704 | 304 |
| 流動資産合計 | 167,926 | 178,421 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 450 | 450 |
| 減価償却累計額 | △212 | △228 |
| 建物(純額) | 237 | 221 |
| 有形固定資産合計 | 237 | 221 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 47,830 | 35,642 |
| ソフトウェア仮勘定 | 23,288 | 43,443 |
| 無形固定資産合計 | 71,118 | 79,085 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 101,728 | 89,410 |
| 差入保証金 | 6,551 | 6,551 |
| 長期前払費用 | 575 | 1,699 |
| 繰延税金資産 | 15,669 | 18,050 |
| 投資その他の資産合計 | 124,524 | 115,711 |
| 固定資産合計 | 195,880 | 195,017 |
| 資産合計 | 363,807 | 373,439 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年6月30日) | 当中間会計期間 (平成30年12月31日) |
|---------------|-----------------------|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 26,697 | 8,568 |
| 未払金 | 7,164 | 14,995 |
| 未払費用 | 20,144 | 19,663 |
| 未払法人税等 | 14,232 | 12,850 |
| 未払消費税等 | 6,861 | 5,402 |
| 前受収益 | 56,647 | 70,078 |
| 訴訟損失引当金 | 2,000 | — |
| その他 | 512 | 694 |
| 流動負債合計 | 134,259 | 132,252 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 44,998 | 50,004 |
| 固定負債合計 | 44,998 | 50,004 |
| 負債合計 | 179,257 | 182,256 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 9,500 | 10,999 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 73,949 | 87,138 |
| 利益剰余金合計 | 83,449 | 98,138 |
| 自己株式 | △240 | △240 |
| 株主資本合計 | 183,209 | 197,898 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,340 | △6,715 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,340 | △6,715 |
| 純資産合計 | 184,550 | 191,183 |
| 負債純資産合計 | 363,807 | 373,439 |

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日) |
|--------------|-------------------------------------------|
| 売上高 | 154,914 |
| 売上原価 | 26,519 |
| 売上総利益 | 128,395 |
| 販売費及び一般管理費 | 69,923 |
| 営業利益 | 58,471 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 受取配当金 | 2,378 |
| その他 | 0 |
| 営業外収益合計 | 2,379 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 142 |
| 上場関連費用 | 15,457 |
| その他 | 470 |
| 営業外費用合計 | 16,070 |
| 経常利益 | 44,780 |
| 税引前中間純利益 | 44,780 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13,214 |
| 法人税等調整額 | 1,881 |
| 法人税等合計 | 15,095 |
| 中間純利益 | 29,684 |

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|----------|------------|----------------------|-----------|--------------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 自己 株式 | 株主資本 合計 | その他有 価証券評 価差額金 | | 評価・換算 差額等合 計 |
| | | 利益 準備金 | その他利 益剰余金 | 利益剰余 金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 9,500 | 73,949 | 83,449 | △240 | 183,209 | 1,340 | 1,340 | 184,550 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 1,499 | △16,495 | △14,995 | | △14,995 | | | △14,995 |
| 中間純利益 | | | 29,684 | 29,684 | | 29,684 | | | 29,684 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期変 動額（純額） | | | | | | | △8,055 | △8,055 | △8,055 |
| 当中間期変動額合計 | — | 1,499 | 13,189 | 14,688 | — | 14,688 | △8,055 | △8,055 | 6,632 |
| 当中間期末残高 | 100,000 | 10,999 | 87,138 | 98,138 | △240 | 197,898 | △6,715 | △6,715 | 191,183 |

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成30年7月1日 至 平成30年12月31日) |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純利益 | 44,780 |
| 減価償却費 | 15,071 |
| 受取利息及び受取配当金 | △2,379 |
| 支払利息 | 142 |
| 訴訟損失引当金の増減額 (△は減少) | △2,000 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 11,915 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | △1,459 |
| 前渡金の増減額 (△は増加) | △1,637 |
| 未払費用の増減額 (△は減少) | △250 |
| 仮払金の増減額 (△は増加) | 2,400 |
| 前受収益の増減額 (△は減少) | 13,430 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | 7,830 |
| その他 | △210 |
| 小計 | 87,635 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2,379 |
| 利息の支払額 | △146 |
| 法人税等の支払額 | △14,597 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 75,270 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 無形固定資産の取得による支出 | △23,252 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △23,252 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入れによる収入 | 60,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △73,123 |
| 配当金の支払額 | △14,995 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △28,118 |
| 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少) | 23,899 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 64,997 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 88,897 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のあるもの

中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

ソフトウェア（市場販売目的） 3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当中間会計期間においては、貸倒引当金を計上しておりません。

訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」7,693千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」15,669千円に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|----------------|----------|
| (自 平成30年7月1日 | |
| 至 平成30年12月31日) | |
| 有形固定資産 | 15千円 |
| 無形固定資産 | 15,056千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成30年7月1日 至 平成30年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期末 |
|---------|---------|---------|----|-----------|
| 普通株式(株) | 10,000 | 990,000 | — | 1,000,000 |

(変動理由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 990,000 株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期末 |
|---------|---------|-----|----|---------|
| 普通株式(株) | 3 | 297 | — | 300 |

(変動理由の概要)

自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 297 株

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成30年9月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 14,995 | 1,500 | 平成30年6月30日 | 平成30年9月27日 |

(注)平成30年9月29日付で普通株式1株を100株に分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| 当中間会計期間 (自平成30年7月1日 至平成30年12月31日) | |
|-----------------------------------------|----------|
| 現金及び預金勘定 | 88,897千円 |
| 現金及び現金同等物 | 88,897千円 |

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（平成 30 年 6 月 30 日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 64,997 | 64,997 | — |
| (2) 売掛金 | 39,520 | 39,520 | — |
| (3) 投資有価証券 其他有価証券 | 101,728 | 101,728 | — |
| 資産計 | 206,246 | 206,246 | — |
| (1) 1年内返済予定の長期借入金 | 26,697 | 26,697 | — |
| (2) 未払金 | 7,164 | 7,164 | — |
| (3) 長期借入金 | 44,998 | 44,994 | △3 |
| 負債計 | 78,859 | 78,856 | △3 |

当中間会計期間（平成 30 年 12 月 31 日）

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 88,897 | 88,897 | — |
| (2) 売掛金 | 27,605 | 27,605 | — |
| (3) 投資有価証券 其他有価証券 | 89,410 | 89,410 | — |
| 資産計 | 205,912 | 205,912 | — |
| (1) 1年内返済予定の長期借入金 | 8,568 | 8,568 | — |
| (2) 未払金 | 14,995 | 14,995 | — |
| (3) 長期借入金 | 50,004 | 50,253 | 249 |
| 負債計 | 73,567 | 73,816 | 249 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 1年内返済予定の長期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成30年6月30日) | 当中間会計期間 (平成30年12月31日) |
|-------|-----------------------|--------------------------|
| 差入保証金 | 6,551 | 6,551 |

賃貸借物件において預託している保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (平成30年6月30日)

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 | 67,280 | 61,978 | 5,301 |
| 小計 | 67,280 | 61,978 | 5,301 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式 | 34,448 | 37,698 | △3,250 |
| 小計 | 34,448 | 37,698 | △3,250 |
| 合計 | 101,728 | 99,677 | 2,050 |

当中間会計期間 (平成30年12月31日)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------------------|--------------------|--------------|------------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式 | 29,160 | 37,698 | △8,538 |
| その他 | 60,250 | 61,978 | △1,728 |
| 小計 | 89,410 | 99,677 | △10,267 |
| 合計 | 89,410 | 99,677 | △10,267 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高（千円） |
|--------------------|---------|
| 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 | 30,927 |
| 株式会社ネットワーク | 29,046 |
| ディーアイエスソリューション株式会社 | 27,069 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成30年6月30日) | 当中間会計期間 (平成30年12月31日) |
|-----------|-----------------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 184円61銭 | 191円24銭 |

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自平成30年7月1日 至平成30年12月31日) |
|------------------|-----------------------------------------|
| 1株当たり中間純利益 | 29円69銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益(千円) | 29,684 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 29,684 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 999,700 |

(注) 1. 平成30年9月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 31 年 3 月 28 日

パ ス ロ ジ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 梅 澤 慶 介 ㊞

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 吉 原 浩 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパスロジ株式会社の平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの第 20 期事業年度の中間会計期間（平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パスロジ株式会社の平成 30 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。